

市内障がい児福祉サービス事業所等管理者 様

福岡市子ども未来局子ども部子ども発達支援課

障がい児通所支援における児童指導員等加配加算の適切な算定について(通知)

平素より、障がい児福祉行政にご理解、ご協力いただきお礼申し上げます。

障がい児通所支援における児童指導員等加配加算については、人員配置上必要となる従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を配置している場合に、算定できる加算ですが、事業所が定める定員を超過した場合の本加算の算定要件について、誤って認識しているケースが見受けられますので、各事業所におかれましては、本加算の算定要件について、ご確認いただくとともに、適切な算定を行うようお願いいたします。

記

1. 児童指導員等加配加算の算定と定員超過の関係

利用定員を 10 名と設定している事業所において、災害等のやむを得ない事由により 利用定員を超過し、11 名の受け入れを行った日について、児童指導員等の人員配置は 3 名必要となります。そのため、当該日の児童指導員等の配置が 3 名の場合、当該日の加配職員は 0 名となります。加配加算の対象職員については、月を通じて常勤換算で 1 以上の児童指導員等の配置があれば加算の算定が可能となります。

(直接支援員に関する基準)

人員基準	児童指導員 又は保育士	・1人以上は常勤であること ・合計数が以下の区分に応じてそれぞれに定める数以上 ①障がい児の数が10までのもの… 2以上 ②障がい児の数が10を越えるもの…2に、障がい児の数が10を越えて5 又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
------	----------------	--

(※1) 機能訓練担当職員もしくは看護職員を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。ただし、その合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

2. 児童指導員等加配加算の届出について

児童指導員等加配加算を算定するためには、予め市に届出が必要となるが、届出はあくまで勤務予定の段階で提出してもらうため、実際の勤務実績と異なる場合があります。そのため、市に届出をすれば必ず児童指導員等加配加算件を算定できるというのではなく、事業所が毎月の従業者の

勤務実績に応じて当該加算の算定可否を判断していく必要があります。

※1, 2については、令和3年4月から創設された専門的支援加算についても同様です。

### 3. (参考様式 22)管理者・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表の様式変更について

基本的に、勤務形態一覧表については、事業所が定員を遵守していることを前提として、基準の人員配置がなされているか、また加配加算等の算定要件を満たしているか等の審査を行っていますが、実態として、定員超過が常態化している事業所において、定員を超過した場合の人員基準や加配加算等の算定要件を誤って認識していることが多く見受けられることから、勤務形態一覧表について、定員超過を踏まえたうえで、基準の人員配置等の審査を行うことができる様式に変更します。具体的な、記入要領等について、添付している様式の記入例をご確認ください。

なお、本取扱いの趣旨は、請求誤りを未然に防ぐためのものであり、事業所の継続的な定員超過を認めるものではないため、定員超過が著しい事業所については、速やかに是正措置を講ずるよう指導します。

※新様式については、放課後等デイサービス及び児童発達支援事業所(センターを除く)にのみ対応しているため、児童発達支援センター、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援等の事業所については、従前の様式をご活用ください。

### 4. 児童指導員等加配加算について、誤って算定をしていた場合について

これまで児童指導員等加配加算について、誤った算定をしていた可能性がある場合には、事業所において、自主点検を行って頂き、速やかに過誤申立処理をお願いします。過誤申立処理の手続きの流れについては、本市ホームページに掲載している過誤申立書をご確認ください。

#### 【問い合わせ先】

〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号

福岡市子ども未来局 子ども部 子ども発達支援課 事業所指定・指導係

(TEL)092-711-4178 (FAX)092-733-5534

事業者指定専用アドレス: syougaiji-jigyousyashitei@city.fukuoka.lg.jp

定員10名/放課後等デイサービス事業所の場合

職種	加配区分	勤務形態		氏名	兼務先及び兼務する職務の	配置実績						
		常勤又は非常勤	専従又は兼務			第1週						
						1月	2火	3水	4木	5金	6土	7日
管理者兼児童発達支援管理責任者		常勤	専従	A		8	8	8	8	8		
児童指導員	児童指導員等	常勤	専従	B		8	8	8	8	8		
保育士	専門職	常勤	専従	C		8	8	8	8		8	
保育士	専門職	非常勤	専従	D		8	8	8		8	8	8
児童指導員	児童指導員等	非常勤	専従	E				8		8	8	8
指導員	その他従業者	非常勤	専従	F					8	8	8	8
利用者数						9	11	11	11	11	9	9
基準人員必要数						2	3	3	3	3	2	2
基準人員配置実績数						2	3	3	2	3	2	2
常勤人員配置実績数						2	2	2	2	1	1	0
児童指導員等加配加算算定可能時間数(専門職)						8	0	8	0	0	8	0
児童指導員等加配加算算定可能時間数(児童指導員等)						0	0	0	0	0	0	0
児童指導員等加配加算算定可能時間数(その他従業者)						0	0	0	0	8	8	0

■ : 基準人員

■ : 加配人員

赤字 : 常勤人員

24  
0  
16

1日	○	この日の利用者数は9人のため、基準人員必要数は2人。基準人員必要数に加え、保育士D(専門職)を配置しているため、児童指導員等加配加算算定可能時間(専門職)として、8時間が計上可能。
2日	○	この日の利用者数は11人のため、基準人員必要数は3人。基準人員必要数に加え、配置している人員はいないため、児童指導員等加配加算算定可能時間は無し。
3日	○	この日の利用者数は11人のため、基準人員必要数は3人。基準人員必要数に加え、保育士D(専門職)を配置しているため、児童指導員等加配加算算定可能時間数(専門職)として、8時間が計上可能。
4日	×	この日の利用者数は11人のため、基準人員必要数は3人。基準人員配置実績数が2名のため、この日は、人員基準を満たしていない。 <b>※指導員は基準人員に含めることはできない。</b>
5日	○	この日の利用者数は11人のため、基準人員必要数は3人。基準人員必要数に加え、指導員F(その他従業者)を配置しているため、児童指導員等加配加算算定可能時間数(その他従業者)として、8時間が計上可能。 <b>※指導員は基準人員に含めることはできないため、この日の場合は指導員E以外の勤務時間を児童指導員等加配加算算定可能時間数に計上することができない。</b>
6日	○	この日の利用者数は9人のため、基準人員必要数は2人。基準人員必要数に加え、保育士D(専門職)と指導員F(その他従業者)を配置しているため、児童指導員等加配加算算定可能時間数(専門職)及び児童指導員等加配加算算定可能時間数(その他従業者)として、それぞれ8時間が計上可能。
7日	×	この日の利用者数は9人のため、基準人員必要数は2人。常勤人員配置実績数が0人のため、この日は、人員基準を満たしていない。 <b>※基準人員必要数の内、1人以上は常勤でなければならない。また、基準人員を満たしていないため、指導員Fの勤務時間を児童指導員等加配加算算定可能時間数に計上することができない。</b>

<児童指導員等加配加算について>

上記の児童指導員等加配加算算定可能時間数が1月を通して、常勤換算【1】を上回れば、その職種に応じた児童指導員等加配加算の算定が可能。

(参考例)

	4月	5月	6月
児童指導員等加配加算(専門職)常勤換算数	1.0	0.5	0.2
児童指導員等加配加算(児童指導員等)常勤換算数	0.0	0.5	0.3
児童指導員等加配加算(その他従業者)常勤換算数	0.0	0.0	0.5
合計	1.0	1.0	1.0

4月	専門職の算定が可能。
5月	児童指導員等の算定が可能。
6月	その他従業者の算定が可能。

<サービス提供欠如減算について>

上記勤務実績表の場合、4日と7日が人員基準を満たしていない。

① 4日のような従業者の員数の要件を満たしていない場合

人員欠如した日数が、月の開所日数の**1割を超えた場合**には、その**翌月から**。月の開所日数の**1割を超えない範囲内**で欠如した場合にはその**翌々月から**人員基準欠如が解消されるに至った月まで、サービス提供欠如減算が適用される。

② 7日のような常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合

常勤職員が配置されていない欠如状態となった月の、**翌々月**から人員欠如が解消されるに至った月まで、サービス提供欠如減算が適用される。

(注意)

①の1割の範囲内で欠如した場合や②の場合は翌月中に人員基準欠如が解消されれば、翌々月からサービス提供欠如減算が適用されることはない。しかし、①の1割を超えた場合は、例え、翌月中に人員欠如が解消されたとしても、**翌月の1か月は『翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで』の範囲内に該当する**ため、サービス提供欠如減算が適用される。

※なお、児童発達支援管理責任者欠如減算についても同様の考え方となるため注意が必要。

令和2年度福岡市指定障がい児支援事業者説明会(集団指導)資料抜粋

また、研修に参加できなかった従業者にも、研修内容が必ず伝わるようにしてください。

(指摘・指導例4)

研修実施に係る記録がない。

⇒研修実施後は、次回の研修に生かせるよう、実施記録及び研修で使用した資料等を保存してください。実施日時、場所、参加者、研修内容（講師、講義内容）等を記録してください。

(11)「定員の遵守」【基準省令第39条】

利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、支援の提供を行ってはならず、定員を遵守してください。

定員超過利用については、減算適用にならない範囲であれば定員を超過して受け入れても差し支えないという趣旨ではないことに留意し、定員超過の未然防止を図るよう努めてください。

やむを得ず定員超過となる日については、障がい児5人に対して1人以上の児童指導員等を配置し、人員基準を満たすなど、適正なサービス提供体制を確保してください。(利用児童が11名の場合、3人以上の人員配置(うち、2人以上(半数以上)は児童指導員又は保育士)が必要です。)

※1日の利用者数が定員の150%を超過している場合、過去3か月の延べ利用者数が定員に開所日数を乗じた数の125%を超過している場合(定員11人以下の場合には定員に3を加えた数に開所日数を乗じた数を超過した場合)は定員超過利用減算が適用されます。

また、定員超過が常態化している事業所については「定員を増やす」、「利用児童に他の事業所を案内する」、「新規事業所を設置する」などにより是正してください。

◆定員の遵守

事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、サービスの提供を行ってはけません。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

※減算にならない範囲なら受け入れ可能ではないのか。

⇒減算は、通所給付費に対する考え方であり、指定基準にある定員の遵守については違反しているため、指定基準違反となります。

◆主な指摘・指導例(定員の遵守)

(指摘・指導例)

定員は10名であるにもかかわらず、定員を超えて受け入れを予定している日が多数ありました。定員を遵守し、受け入れ予定数の適正化を図ってください。

→減算にならない範囲であれば、障がい児を受け入れてよいということではありません。利用定員を遵守してください。

(12) 非常災害対策【基準省令第40条】

消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画(火災、水害・土砂災害、地震等の地域の実情も鑑みた災害にも対処できる計画)を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に従業者に周知してください。また、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行ってください。

訓練の実施にあたっては、避難訓練の記録を作成してください。(訓練に参加した従業者のふり返し等も含め、当該訓練の記録を作成し、次回以降の訓練の参考にしてください。)

◆非常災害対策の内容

①消防設備その他の非常災害に際して必要な設備の設置

→消防法等に規定された設備を設置すること。(例：消火器、避難はしご、懐中電灯、火災通報装置等)

②非常災害に関する具体的な計画の作成

→消防計画(準ずる計画)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成すること。(例：保護者・学校との連絡体制、避難所の確認 等)

③関係機関への通報及び連絡体制の整備

→消防機関への通報体制や地域住民、消防団との協力体制を整えておくこと。

④定期的な避難訓練の実施

→障がい児全員が避難訓練に参加できるように、一年度内に複数回実施する等、開催方法を工夫すること。

※①～③は、定期的に従業者に周知してください。

※令和3年度から、訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることが追加で規定されます。

◆避難確保計画の作成

水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律及び津波防災地域づくりに関する法律に基づき市町村地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内及び津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、水害、土砂災害及び津波に対応した避難に係る計画(避難確保計画)の作成等が義務付けられています。(市ホームページのハザードマップ等でご確認ください。)